

## ( 令和6年度足利市創業者ステップアップ補助金のご案内 )

足利市内で新たに創業した方を対象に、事業の発展・改善を目的とした「専門家相談」や「広告宣伝」及び「スキルアップ(人材育成)」に取り組んだ費用の一部を助成します。

### ●対象期間●

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

※上記期間に、実施・支払完了した事業が対象



### 【取組事例】

ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導  
税理士へ確定申告に関する相談・手続き  
店舗開店を宣伝チラシ・自社ホームページの作成  
ネット販売システムの構築  
国内外の展示会への出展  
ホームページ作成セミナーの受講

### 補助金額等

1事業者につき上限10万円(補助率 1/2)

※令和6年度内での上限。分割して申請することも可能。

### 対象者

次のすべてに該当する者

- ・特定創業支援事業により支援を受けた者
  - ・足利市内に事業所等を有する創業後5年未満の者
  - ・申請時点で納期限が到来した市税に滞納が無い者
  - ・営業に関して関係法令を遵守し、必要な許認可等を取得している者
- その他の諸条件についてはお問い合わせください。

### 補助金支給までの流れ

- ①補助制度の利用検討(事前相談)
- ②補助対象事業の実施
- ③補助金交付申請書の作成・市への提出  
⇒ 市が交付決定通知書を交付
- ④請求書を市へ提出
- ⑤補助金の入金

### 申請期間

令和6年4月1日(月)～ 令和7年3月31日(月)



## 申請方法

以下、①から⑧の書類を、足利市商業にぎわい課へ提出してください。

### ①足利市創業者ステップアップ補助金交付申請書

※屋外広告物を申請する場合は、3ページ目7も記入(許可を要する場合は許可書を添付)

### ②事業を開始した日がわかる書類

個人の場合:開業届の写し

法人の場合:登記簿謄本の写し(申請日から3か月以内に取得したもの)

### ③認定特定創業支援事業により支援を受けたことが分かる書類

### ④成果物(補助事業の内容・事業実施期間が分かるもの)

※資格取得・認定試験等の場合は、別途合格・修了を証する書類

### ⑤補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し

### ⑥申請者名義の通帳の写し

### ⑦申請チェックシート

### ⑧個人事業主の方で住所地在足利市外の場合、申請者の住所地の「納税証明書

(市税の滞納が無いことを証明するもの)」を提出してください。

※上記以外にも、足利市から追加書類の提出を求める場合があります。

※請求書の提出は、補助金交付決定後となります。

## 注意事項

### ▼申請について

・補助対象事業及び補助対象経費の支払いは令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施すること。

・市税を滞納している場合は、補助金の支給対象となりません。

※詳細は、足利市ホームページに掲載している『令和6年度足利市創業者ステップアップ補助金申請ガイド』をご確認ください。

### ▼その他

ご不明な点等がありましたら、事前に電話もしくはメールにて足利市商業にぎわい課へ確認をお願いします。

必要に応じて、追加の資料の提出や事業所の調査をお願いする場合があります。